⑺　港湾法第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可（港湾区域内の水域の占用に係るものに限る。）の通知の写し　［新設］

⑻　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八条第六項の規定による公告の写し　［新設］

⑼　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可の通知の写し　［新設］

⑽　都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾法第二条第三項の港湾区域、海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法第四条第一項の一級河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この別表において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法第百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）の通知の写し　［新設］

5　高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地名及び地番を記載し、水上に設置されるものにあつては複数の地点を結んだ線により囲まれる区域を経緯度（世界測地系（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系をいう。）に従つて測定された経緯度をいう。）を用いて記載すること。　［新設］

6　高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地表からの高さ及び海抜高、水上に設置されるものにあつては水面からの高さを記載すること。　［新設］

別表第二号様式（第八条参照）

高層建築物等変更届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

長　高層建築物等について、　年　月　日届け出た事項を次のとおり変更するの
第百二条の三第二項
で、電波法第百二条の三第六項の規定により、（別紙の図面を添えて）届けます。
第百二条の四第二項

辺

１　建築主住所氏名（注１）	電話
２　届出済みの設置場所の位置（注３）	
３　変更の内容（新旧対照を含む。）	
４　その他参考となる事項	

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

別表第二号様式（第八条参照）

高層建築物等変更届

年　月　日

総務大臣　殿

住　所（注１）
氏　名（注２）

長　高層建築物等について、　年　月　日届け出た事項を次のとおり変更するの
第百二条の三第二項
で、電波法第百二条の三第六項の規定により、（別紙の図面を添えて）届けます。
第百二条の四第二項

辺

１　建築主住所氏名（注１）	電話　番
２　届出済みの敷地の位置（地名・番号）	
３　変更の内容（新旧対照を含む。）	
４　その他参考となる事項	

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　同左］